平成２５年（フ）第１８３号
神戸市垂水区舞子台７丁目１番４―803号
債務者　近藤　良一
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３号
福井県敦賀市櫛林32号17番地の16　ひばりケ丘町
債務者　池宮　順子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第５５号
秋田県にかほ市平沢字幸ノ木森84番地16
債務者　佐々木量三
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　一史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第４号
秋田県にかほ市金浦字浜の田11番地３
債務者　柴田　孫八
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　重剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１８号
東京都大田区上池台２丁目23番８号　ユニティー洗足池203号、住民票上の住所福島県郡山市安積２丁目372番地　サンデュエル安積507号
債務者　新島　和孝
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　涼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町1667　サマックスサニーライフ203、住民票上の住所山梨県甲府市上町1483番地
債務者　小沢　国彦
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮山新吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
山梨県上野原市上野原2329番地
債務者　山中　譲二
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　高晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
長野県上田市上田原1846番地１　室岡アパート101号
債務者　北澤　友昭（旧姓松浦・長谷・岡野・遠藤・豊永）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩下　智和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１９号
長野県上田市神畑180番地４
債務者　黒澤美代子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３９４号
大津市湖城が丘17番11号　Ａ203、前住所大津市馬場３丁目14番40―418号
債務者　奥村　政博
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９８２号
兵庫県尼崎市昭和南通８丁目225番地　シャルムレーブ308、住民票上の住所富山市八尾町井田891番地６
債務者　瀧波　清文
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福元　隆久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８２号
神戸市中央区筒井町１丁目１番３―1208号
債務者　桂　　幸則
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木山生都美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９１号
神戸市兵庫区須佐野通２丁目１番27号
債務者　明谷佐代子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２号
広島市南区出島１丁目16番３―907号
債務者　川村　航志
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２号
広島市佐伯区湯来町大字麦谷1910番地
債務者　オーテックこと　大中　三生
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　浩嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３５号
広島市南区宇品西６丁目１番28―605号
債務者　井原眞由美
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８号
大阪府和泉市和田町232番地の３　シャーメゾンいずみ201
債務者　平松　与武
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　英久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係